



# 第二区画整理だより・NO.5

皆さんと一緒にまちづくり

倉敷駅周辺開発事務所 H15.9.1 作成

## 現在の状況

地元関係者の方々から個別訪問等を通じて『事業決定したが姿が見えない』という声を聞くことがありますが、現在市においては、減歩緩和・小宅地救済等に必要な予定面積28,000㎡のうち平成14年度末までに約13,000㎡買収させて頂きました。

今年度買収面積約5,500㎡につきましては関係者のご協力により計画通り予定面積の確保ができ、合計18,500㎡(進捗率67%)の用地確保ができました。来年度において残面積(9,500㎡)を買収し、用地先行買収は完了する事となります。用地先行買収が終了次第、換地設計作業へと進めていく事となりますが、そのためには、以前からお知らせのとおり、『土地区画整理審議会』を土地区画整理法に基づき、来年度後半には設置する予定であります。

(土地区画整理法第56条、施行条例第7条)

## 『土地区画整理審議会』について

『土地区画整理審議会』は市が施行する場合等に設置しなければならないもので、事業について施行者から諮問を受け、意見や同意を与える施行者の補助機関であり、その委員の定数は、施行地区内の宅地の所有者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうちからそれぞれ選挙により選出された計8名及び施行者の選任する学識経験者2名の合計10名で構成されます。(施行条例第8条第1項、2項)

『土地区画整理審議会』の選挙に関しては選挙期日の公告を来年秋ごろ(9月上旬)及び選挙投票日を(12月中旬)予定で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

『土地区画整理審議会』の役割等詳細については、別途<特集号>を配布する予定としております。事業を進めていくうえで重要なものですので、是非ともご理解ご協力をよろしくをお願いします。

## お願い

1. 権利の申告(借地権、借地権以外の権利)、共有持分の代表者選任届など届出されてない方は早期に届出をお願いします。  
特に借地権、共有持分の代表者選任については、土地区画整理審議会の選挙権・被選挙権に関連いたしますのでよろしくお願い申し上げます。
2. 建築行為等の制限においても仮換地指定までは実質、規制(法第76条申請は必要)されますので、不明な点等があれば当事務所にご相談して下さるようお願いいたします。
3. 事業の進捗、予定作業等については、この『区画整理だより』で事前にお知らせしてまいりますが、不明・不安な点等があれば遠慮なく当事務所まで問い合わせください。

## これからの作業予定

- ・用地買収・・・買収の申し出を既にされている方を対象に継続交渉。
- ・家屋調査・・・調査希望の方を対象に予算の範囲内で順次調査。
- ・街区測量・・・計画に基づき道路等公共施設の位置を確定するための測量。(10月頃発注予定)

## 連絡先

倉敷市阿知一丁目16-5

倉敷市建設局都市開発部倉敷駅周辺開発事務所

086-434-8671

FAX 086-434-0950